

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東根学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えは「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でdropdownリストから選択してください。なお、評価の対象に当たる場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）コメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	クラブの実態に応じて創意工夫を図り、保育の質の向上と機能の充実に努めるという意図を理解している。なお、東京都認証学童クラブ（移行型）に令和7年4月1日付、認証された。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	保護者が就労などにより不在となる家庭の子どもに、放課後の遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としていることを理解している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な集団生活における習慣の確立などにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としていることを理解している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	学校内学童であることを活かし、学校との連携を積極的に行い、保護者とは連絡カードや直接連絡することで随時子どもの情報を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	放課後児童支援員として、豊かな人間性と倫理観を持ち、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技術をもって育成支援に当たる役割を担う必要があることを理解している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	保護者などが就労などにより不在となる家庭の子どもの居場所として、安全安心な場所の提供と健やかな育成を支援している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	日々の育成支援の中で、子どもとの信頼関係を築けるように努め、子どもが意見を述べやすい環境を整えている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども及び保護者からの要望や苦情に迅速に対応するように努めている。また、1階育成室入口に苦情窓口を掲示している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	各種研修に参加している。育成支援に当たっての方針や課題は、日々の打ち合わせ等で意見交換、情報共有をして事業内容の向上を目指している。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るために研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、あそびや制作等を提供している。また、発達の個人差を踏まえながら育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	保護者が就労などにより不在となる家庭の子どもが安心安全に過ごせるように、日々の連絡、保護者会、個人面談などで、保護者と連携をとりながら育成支援を行っている。また、子どもの年齢や発達の状況に応じて適切に関わるように努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもが見通しを持って生活できるよう、1日の予定を掲示している。子ども会議など子どもが意見を言える場を設け、行事や日々の生活中に子どもたちが主体的に関われるように努めている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○	適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害についての研修等に参加し、理解を深めている。子どもたちが共に成長できるよう、集団遊びや班活動などを取り入れている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもの対応	○	保護者、関係機関と連携して適切に支援していく。子どもの様子に目を向けて早期発見早期対応に努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○	守秘義務を職員間で徹底し、書類は施錠できる引き出しで保管している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	毎日提出する連絡カードや安心でんしょばとにて、出欠を把握している。日々の子どもの様子は、連絡カード、毎月のクラブ便り、お迎え時や保護者への電話連絡等で伝えている。また、保護者会や個人面談など情報を共有する場を設けている。
	(2)保護者からの相談への対応	○	日々の連絡や、日常の会話を大切にし、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心がけている。相談には真摯に耳を傾け、必要であれば関係機関に働きかけをしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者会、個人面談、親子交流会など保護者が参加する行事を設けている。保護者会では、グループトークの時間を作り、保護者同士が繋がれるように努めた。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画・週案、タイムスケジュールを作成し、見通しを持って行動している。また、日々の記録として保育日誌を作成している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	毎日打ち合わせを行い、計画的に運営を行っている。整理整頓、施設点検を日々行っている。保護者や学校からの連絡事項は、施設内連絡日誌に記録している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	気になる子については学校と情報交換を行っている。しかし、学校との懇談会を開催できていない状況である。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校からの情報は、施錠できる引き出しで保管している。
14	保育所・幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	同一法人の保育園とは連携を図ることが出来ているが、その他の地域の保育園や幼稚園と情報交換をする機会を設けられていない。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	東根フェスタや盆踊りに参加し地域の方と交流を図っている。保護者会に東根地区の主任児童委員の方が参加したり、こども家庭センター職員とケース会議を行った。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	東根小ランランひろばに参加する際は、ランランひろばのルールに従っている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	今年度は東根住区センター児童館、八雲住区センター児童館を活用した。利用する前に児童館職員に連絡を取り、子どもにルールを話している。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	感染症の発生時はマニュアルに沿って迅速に対応する。東が丘保育園の看護師の指導の元、嘔吐処理の研修をしたり、発生時における対応を学んでいる。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	日々の安全点検、子どもたちへ危険箇所の周知を行っている。また、病院などのリストを作成し、緊急時に備えている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月避難訓練を計画し、実施している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	来所及び帰宅途中の交通ルールや公共マナーを子どもたちに伝えている。地域の関係機関と共に、通学路の安全点検を行っている。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	専有区画を有している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	体調不良の時に隔離できる場所やクールダウンできる場所の確保が難しい。カーテンを引くなどして工夫をしている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに育成支援に努めている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	入所希望に対応するため、受入人数を46人名で受け入れている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に關わる留意事項	○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働基準法に従って勤務している。健康管理の観点から、希望者には年に一回の定期健康診断やインフルエンザの予防接種を実施している。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況は、法人HPに掲載し情報公開している。保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。